

別表1 被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘 要
			建 物	家庭用財産	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		%	%	被害建物の残存部分に補修を加えても、再び建物として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の 50%以上であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の 70%以上である場合
	半 壊		50	50	建物の主要構造部の被害額がその建物の時価の 20%以上 50%未満であるか、損失部分の床面積がその建物の総床面積の 20%以上 70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	建物の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床 上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	- 海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水（24 時間以上）の場合には、各割合に 15%を加算した割合を使用します。 「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床 上 1 m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床 上 50 cm以上 1 m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床 上 50 cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
	床 下		15 (0)	—	

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を 100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえて適用します。

別表2 地域別・構造別の工事費用表（1㎡当たり、単位：千円）

	木造	鉄骨鉄筋コン クリート造	鉄筋コン クリート造	鉄骨造		木造	鉄骨鉄筋コン クリート造	鉄筋コン クリート造	鉄骨造
全国平均（注）	207	318	304	294	三重	228	318	304	294
北海道	234	318	304	294	滋賀	207	318	304	294
青森	208	318	353	294	京都	207	318	304	312
岩手	222	318	352	294	大阪	207	353	304	294
宮城	207	318	304	294	兵庫	207	341	304	294
秋田	207	318	304	294	奈良	207	318	311	294
山形	224	318	304	294	和歌山	207	318	304	294
福島	212	318	370	294	鳥取	225	318	304	294
茨城	207	318	304	294	島根	239	318	304	294
栃木	211	318	304	294	岡山	225	318	304	294
群馬	207	318	304	294	広島	207	318	304	310
埼玉	207	318	317	296	山口	223	318	304	294
新潟	227	318	304	294	徳島	217	318	304	294
長野	255	328	337	294	香川	219	474	304	294
千葉	207	354	304	294	愛媛	212	318	304	294
東京都	217	349	385	354	高知	230	437	304	294
神奈川	207	383	333	328	福岡	207	318	304	294
山梨	234	318	306	294	佐賀	207	414	304	294
富山	226	318	304	294	長崎	207	318	304	294
石川	226	318	308	314	熊本	207	318	304	294
福井	216	318	304	300	大分	209	318	304	294
岐阜	213	318	304	294	宮崎	207	318	304	294
静岡	216	318	304	294	鹿児島	207	318	306	294
愛知	207	318	304	294	沖縄	207	318	304	299

（注） 該当する都道府県の工事費用が全国平均を下回る場合は、全国平均の工事費用を用いています。

別表3 家族構成別家庭用財産評価額

世帯主の年齢	夫 婦	独 身
歳 ～ 29	万円 500	万円 300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

(注) 大人(年齢 18 歳以上) 1 名につき 130 万円を加算し、子供(年齢 18 歳未満) 1 名につき 80 万円を加算します。

参考(償却費相当額について)

「償却費相当額」は、①業務用資産の場合は、事業所得や不動産所得の計算上必要経費に算入される償却費の累積額とし、②非業務用資産の場合は、「所得税法施行令第 85 条《非事業用資産の減価の額の計算》」の規定に準じて計算した金額とします。

なお、非業務用資産の償却率は、法定耐用年数に 1.5 を乗じた年数(1 年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。)に対応する旧定額法の償却率になります。

【例】建物の場合

《非業務用建物(居住用)の計算方法》

$$\text{建物の取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数}^{\ast 1} = \text{償却費相当額}^{\ast 2}$$

※1 「経過年数」の6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てます。

※2 建物の取得価額の95%を限度とします。

《非業務用建物(居住用)の償却率》

区分	木造	木 骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	鉄骨造	
				金属造① ^{※3}	金属造② ^{※4}
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

※3 「金属造①」・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物

※4 「金属造②」・・・軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

ご 案 内

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお尋ねください(住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。)
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約(事前予約制)していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。